

- 生涯学習推進事業
- 家庭教育推進事業
- スポーツ振興基金等
- 総合型地域スポーツクラブの育成
- 各種大会（開催）補助金
- 熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続することが承認されました。

**提案された項目**

▼協議第5号 財産及び債務の取扱い

富合町の財産及び債務は、合併時にすべからず熊本市に引き継ぎます。ただし、富合町の財産のうち、国民健康保険療養給付支払基金については、別途協議を行います。

▼協議第9号 地方税の取扱い

税制等については次のとおり取り扱つものとします。

●事業所税

富合地域においては、課税免除（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の例により統合します。

※事業所税とは、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税です。

●法人市（町）民税

富合地域においては、不均一課税（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の例により統合します。

●個人市（町）民税、都市計画税、入湯税及び固定資産税  
熊本市の例により統合します。

▼協議第26号 納税関係事業の取扱い

熊本市の制度に統合します。ただし、口座振替制度、納税組合、納期及び納付書の発送については、合併年度は必要な経過措置を設けます。

●口座振替制度

熊本市取扱金融機関に熊本宇城農業協同組合を加えます。

●納期及び納付書発行

富合町の国保税については、別途協議を行います。

●軽自動車標識交付及び廃車

富合町が交付した課税標識（ナンバープレート）については、合併後も有効なものとし、納税者の申出により無料で交換を行います。

▼両市町の地方税の現状

区分	熊本市	富合町
事業所税	資産割：1㎡につき600円 ※総延床面積が1,000㎡を超える事業所 従業者割：従業者給与総額の0.25% ※合計従業員が100人を超える事業所	なし
法人市（町）民税	均等割：制限税率（6万円～360万円/年） ※均等割は、資本等の金額及び従業者数の合計によって算出します。 法人税割：制限税率（14.7%）	均等割：標準税率（5万円～300万円/年） 法人税割：標準税率（12.3%）
個人市（町）民税	均等割：標準税率（3,000円/年） 所得割：標準税率	
都市計画税	税率：0.2% ※富合町は宇土都市計画区域であり、市街化区域がないため、課税対象外となります。	なし
入湯税	税額：1人1日150円 免税点：1,500円（食事代、マッサージ代等を含む）	税額：1人1日150円
固定資産税	税率：1.4%	
税の納期	軽自動車税 5/1～5/31 市民税（個人市民税） 第1期 6/1～6/30 第2期 8/1～8/31 第3期 10/1～10/31 第4期 1/1～1/31 固定資産税 第1期 5/1～5/31 第2期 7/1～7/31 第3期 9/1～9/30 第4期 12/1～1/4	軽自動車税 5/11～5/31 集合税（住民税、固定資産税、国保税） 第1期 6/1～6/30 第2期 7/1～7/31 第3期 8/1～8/31 第4期 9/1～9/30 第5期 10/1～10/31 第6期 11/1～11/30 第7期 12/1～12/25 第8期 1/1～1/31 第9期 2/1～2/末 第10期 3/1～3/31
納付書発送	当初一括発送	毎月ごと発送

▼両市町の主な財産及び債務の現状

（平成17年度末現在）

区分	熊本市	富合町	
土地	9,906,099.08㎡	270,973.00㎡	
建物	2,254,160.89㎡	27,610.00㎡	
有価証券	550,110千円	—	
起債（普通会計）	地方債残高	291,302百万円	4,100百万円
	公債費比率	19.0%	18.8%
	起債制限比率	14.0%	14.1%
	実質公債費比率	15.9%	17.8%
基金合計	16,387,937千円	790,500千円	

公債費比率

地方債の元利償還額（公債費）の一般財源に占める割合をいいます。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

起債制限比率

公債費比率の算定方式から事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費を控除して得られた比率の過去3カ年の平均をいいます。20%を超えると、起債許可の一部制限があります。

実質公債費比率

起債制限比率の算式に公営企業の公債費への繰上等を反映した比率の3カ年の平均をいいます。18%を超えると起債の発行について県知事の許可が必要です。